

市報第 5 号 弁護士報酬請求事件に係る控訴の提起についての専決処分報告

1 専決処分の内容

ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件に係る弁護士報酬請求訴訟において、横浜地方裁判所判決（平成 23 年 3 月 25 日）が言い渡されました。

（判決要旨）

被告横浜市は、原告ら（住民）に対し、金 1 億円及びこれに対する平成 21 年 7 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

この判決では、横浜市の主張が認められていないため、判決の取消および原告らの請求の棄却を求める控訴の提起について平成 23 年 4 月 8 日に市長専決処分を行いました。

「控訴の提起」は、議会の議決が必要ですが、控訴期限が平成 23 年 4 月 8 日となっており、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、今回は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、市長専決処分としたものです。

市長専決処分の根拠条文抜粋

（地方自治法第 179 条第 1 項）

普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書きの場合においてなお議会を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決をすべき事件について特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 控訴を提起した理由

先の「ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件」の住民訴訟において、原告（住民）とその訴訟代理人である弁護士との間に報酬に係る合意の存在が立証されていないこと、また、仮に、原告（住民）に請求権があり、横浜市が弁護士報酬相当額を支払うとしても、住民訴訟の公益性性格等を考慮して、弁護士報酬相当額（1 億円）は大幅に減額されるべきであり、横浜市の主張が認められなかったことから控訴しました。

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 4 号）による改正前の地方自治法（抜粋）

（第 242 条の 2 第 7 項）

第 1 項第 4 号の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

【参考資料】

事案の経緯

(1) ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件（住民訴訟）の経緯

- 平成 6 年 旭工場 焼却炉築造工事発注（三菱重工業㈱ 受注）
平成 7 年 金沢工場 焼却炉築造工事発注
(日本鋼管㈱（現 JFE エンジニアリング㈱）受注)
- 平成 12 年 7 月 21 日 原告（住民）は、横浜市、三菱重工業㈱、JFE エンジニアリング㈱を横浜地方裁判所に提訴
- 平成 21 年 4 月 23 日 最高裁判所が三菱重工業㈱、JFE エンジニアリング㈱の上告を棄却
【原告（住民）勝訴確定】
- 4 月 28 日 JFE エンジニアリング㈱が損害賠償金を納付
(約 28 億 8 千万円（遅延損害金含む。))
- 5 月 13 日 三菱重工業㈱が損害賠償金を納付
(約 14 億 3 千万円（遅延損害金含む。))
- ※ 2 社合計約 43 億 1 千万円を納付

(2) 弁護士報酬請求訴訟の経緯

- 平成 21 年 7 月 14 日 原告（住民）が弁護士報酬請求訴訟（1 億円）を横浜地方裁判所に提起
- 平成 22 年 4 月 23 日 三菱重工業㈱ 補助参加
- 平成 23 年 3 月 25 日 横浜地方裁判所 判決言渡し
4 月 8 日 東京高等裁判所に控訴（市長専決処分（地方自治法第 179 条））

原告（住民）の主張要旨

地方自治法に基づく弁護士報酬相当額として金 2 億 1415 万円の支払いを横浜市に求める請求権を有しているが、本訴においては、その一部にあたる金 1 億円の支払いを請求する。

被告（横浜市）の主張要旨

先の「ごみ焼却工場焼却炉築造工事入札談合事件」の住民訴訟において、原告（住民）とその訴訟代理人である弁護士との間における報酬に係る合意の存在が立証されていないこと等から、横浜市に弁護士報酬相当額の支払義務はなく、仮に、横浜市に弁護士報酬相当額の支払義務があるとしても、住民訴訟の公益的性格等を考慮して、原告（住民）の主張する弁護士報酬相当額は大幅に減額されるべきである。